

1 事業名

所沢市工場立地法地域準則条例の一部改正

2 事業の概要

所沢市都市計画マスタープランに土地利用推進エリアとして位置づけている三ヶ島工業団地周辺地区が、令和 5 年 10 月に都市計画法で定める用途地域である工業地域に指定されたことから、本条例の対象区域に工業地域を追加するため、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、企業誘致の推進を図るために用途地域の追加を行う場合には、同様の条例改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

工場立地法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第38号 所沢市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(対象区域並びに当該対象区域における緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 対象区域（法第4条の2第1項に規定する区域をいう。以下同じ。）並びに当該対象区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

対象区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合 (以下「緑地面積率」という。)	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域、 <u>工業地域及び工業専用地域並びに用途地域の定めのない地域</u>	略	

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第2項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(対象区域並びに当該対象区域における緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 対象区域（法第4条の2第2項に規定する区域をいう。以下同じ。）並びに当該対象区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

対象区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合 (以下「緑地面積率」という。)	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域及び工業専用地域並びに用途地域の定めのない地域	略	